

総務財政委員会記録(No.35)

1 日 時 令和6年10月16日(水)
午前 9時59分 開会
午前10時55分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委員 長	佐藤 栄作	副委員 長	三宅 まゆみ
委員	村上 幸一	委員	戸町 武弘
委員	成重 正文	委員	岡本 義之
委員	大石 正信	委員	篠原 研治
委員	村上 さとこ	委員	井上 純子

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三浦 隆宏	財政・変革局長	武田 信一
財務部長	木下 孝則	財政課長	徳永 準也
財政企画担当課長	小矢 元晴	税務部長	長濱 信秀
税制課長	喜多川 幹生		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	松永 知子	書記	西嶋 真
---------	-------	----	------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。
2	陳情第203号 対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出について	継続審査とすることを決定した。
3	大都市財政の実態に即応する財源の拡充について	財政・変革局から別添資料のとおり説明を受けた。本市の個別要望事項については、別添のとおりとすることを決定した。

8 会議の経過

○委員長（佐藤栄作君）開会します。

まず、委員席についてお諮りします。

10月15日付の会派の異動に伴い、委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

本日は、陳情の審査を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第203号、対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。

（文書表の朗読）

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですので、当局の説明を省き、委員から意見を受けます。

意見はありませんか。大石委員。

○委員（大石正信君）陳情第203号に対して意見を申し上げます。

対外的情報省を設立したら食料危機が解決できるという問題ではありません。確かに、東アジアで戦争になると、食料輸入に依存している日本は大打撃を受けることとなります。現在、食料自給率が38%まで落ち込んでおり、世界的な気候危機や戦争で食料の輸入が途絶えたらどうなるのか、それに備えて国民の食料を安定的に確保するのは国の責任だと思います。

この食料危機の原因は、アメリカに毎年、米を77万トン依存し、一方、農家に対して減反政

策を押しつけてきたことです。この輸入依存政策をやめるべきだと思います。

また、農家への直接保障はヨーロッパでは6割から7割なのに対して、日本は3割しか保障していません。また、米価が価格保障されていないために、後継者不足になっているなど、農業を切り捨ててきた歴代政府に責任があります。対外的情報省の設置を今することではなくて、この食料自給率を向上させる対策を取るべきだと考えます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君） 陳情第203号について意見を述べます。

この対外的情報省というものの意味がこの陳情では分かりません。しかしながら、食料は人間の生命維持に欠くことのできないものであり、食料の安全保障というのは我が国、我が市にとっても大変重要なものだと認識しております。本市独自でも食料確保、食の自給率を上げるように求めていきたいと思っております。気候変動による生産減少や農業が今問題になっております。農業生産の増大を図ることを基本としてほしいと思います。

思い起こせば、コロナのときに中国、大連市から北九州市にたくさんのマスク、20万枚が送られてまいりました。こういった近隣の国との友好関係というのが、いざというときの食料安全保障にも私はよい影響を及ぼすのではないかと考えております。ですので、北九州市は独自で友好を築き、食の安全保障に努めていただきたいと思っております。意見は以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） これは戦争だけではなくて、気候変動などによって、世界的な食料の不安定化がなされておるのが現状ではないかなと考えております。その中で、やはり日本としては、国内の自給率を高めていく、そして農業を守るということが先決ではないかなと考えております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についてを議題とします。

本件については、従来より、指定都市市議会の税財政関係委員会の委員が共同し、政党ごとに各政党、衆参両院総務委員会及び地元選出国會議員に対して要望活動を行っております。

今年度については、10月2日に開催された指定都市の税財政関係特別委員長会議において、

お手元配付の資料のとおり要望活動を行うことが決定しております。先日の委員会で派遣が決定している委員におかれましては、それぞれの日程で要望活動を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望について、当局の説明を受けます。財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、通称青本につきまして御説明いたします。

タブレットの令和7年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望をお開きください。

この要望書は、中長期的な観点から、税財政制度の改正等に関する指定都市共通の要望事項を取りまとめたものであり、各都市の議会と執行部が共同して要望を行うものでございます。

タブレットのページに沿って御説明いたします。

タブレットの6ページを御覧ください。

まず1点目は、真の分権型社会の実現のための国、地方間の税源配分の是正でございます。

要望1は、現在、国、地方間における税の配分が6対4であるのに対し、税の実質配分では3対7と逆転しています。その実態を踏まえ、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国、地方間の税の配分をまずは5対5とすること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくことを要望するものでございます。

また、要望2は、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲など、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うことを要望するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

2点目は、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化でございます。

指定都市では、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低いことから、これらの都市税源の配分割合の拡充を要望するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

3点目は、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設でございます。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務、権限を担っているにもかかわらず、その必要な財源について、税制上の措置不足が生じています。この税制上の措置不足について、税源移譲による配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すること。また、新たに道府県から指定都市に移譲される事務、権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を要望するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

4点目は、個人住民税の一層の充実でございます。

市町村の基幹税目である個人住民税について、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移していることから、国、地方間の税源配分を是正し、より一層の充実を図ることを要望するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

5点目は、固定資産税等の安定的確保でございます。

要望1から17ページの要望4において、個人住民税と同様、基幹税目である固定資産税について、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ることなどを要望するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

6点目は、国庫補助負担金の改革でございます。

要望1は、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを要望するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

要望2は、税源移譲されるまでの間も、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担が生じている事業については、これを解消することなどを要望するものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

7点目は、国直轄事業負担金の廃止でございます。

6点目の国庫補助負担金の改革と同様に、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については地方負担を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲することなどを要望するものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

8点目は、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございます。

要望1は、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は行わず、今後も増大する財政需要などを適切に踏まえ、必要な額を確保すること。また、地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は決して行わないことなどを要望するものでございます。

次に、23ページを御覧ください。

要望2は、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止することなどを要望するものでございます。

最後に、24ページを御覧ください。

9点目は、地方債制度の充実でございます。

要望1は、公共施設等適正管理推進事業債について、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすることを要望するものでございます。

要望2は、将来の公債費負担を軽減するため、地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間について、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うことなどを要望するものでございます。

以上で、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望についての説明を終わります。

○委員長（佐藤栄作君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。大石委員。

○委員（大石正信君） 臨時財政対策債については、全国指定都市会も要望して減ってはきていますけども、きちんと臨時財政対策債を廃止させていくということと、国と地方との税源配分の問題でそれが十分になっていないと書いていますけど、現在7対3なのを6対4にしてほしいということですが、具体的な根拠というのは、現在地方交付税で出されている分が実際に地方ではこうなっていないという、きちっとした計算方法というか、それは示されているんですか。実態がどうなっているかというのは。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 国と地方の税源配分についてお尋ねいただきました。

今の要望の1の項目に当たりますけれども、具体的な計算方法といいますよりは、この7対3なり4対6の数字というのは、実際に地方税収の決算額、これを積み上げた結果がこうなっているというところでございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 実態としてはこうなっているということで、税源配分を見直してほしいというのは当たり前のことなんですけども、これまで地方交付税については、全国自治体が標準的な運用ができるようにということで、地方交付税についての算定基礎が出されて、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた、それを出して、全国一律に標準的な運営ができるということになっているんですが、これまでトップランナー方式ということで、民間委託を進めればその分交付税を積めるということを国が誘導してきたんですけども、直営の時代と、民間委託になって、実際の状況というのはどうか。国からちゃんと、今まで直営でやっていた分のまま来ているのか、減らされているのか、そういうのは分かるんですか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 ただいまトップランナー方式に係る取組の現状の御質問がございました。

もともとトップランナー方式につきましては、骨太の基本方針2015のときに示されたもので

あります。具体的には、歳出効率化に向けた業務改革で、ほかの団体のモデルとなるようなものを、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進するために設けられたものでございます。現在、トップランナー方式に係る取組についての、例えば基準財政需要額の算定方法において、具体的に現状の交付税の算定基礎の中に明確に含まれているかどうかというのは、明確には今、含まれていない状況です。ですので、大まかな取組のところではある程度の算定はできるんですけども、個別具体的なトップランナー方式の取組だけの交付税措置が幾らかというところまでは現在は把握できないという状況になっております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） これまでは、直営でやっていたら、その分は国からの交付金が少なかったと。しかし、民間委託だとか指定管理者とか、要するにアウトソーシングを進めていけば国からきちんと交付税措置がされると聞いていたんですけど、それは現状では把握できないということなのか、直営のときよりも減っているということなのか、どちらでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 トップランナー方式を進めることで、民間委託が進むことで、最終的には基準財政需要額が減っていくものというふうに多分国は推定されていると思います。現状の算定方法は具体的に示されてはいないんですが、現在、費目ごとの基準財政需要額の算定式の中に教育費という費目がございます。これは測定単位を児童数とかによって算定するものなんですけども、この中に給食委託料という費目がございますして、これに基づく単位費用を基準に現状は算定しているものと推定されます。その中で、これが増えているか減っているかというのは、個別具体的なところを見ていかないと分からないんですけども、一応費目的にはこういう大まかな給食委託料というくくりで入っておりますので、何らかの形で措置されているということは把握しております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） これまで学校給食の民間委託、保育所の民間移譲、そして清掃業務の民間委託、様々なアウトソーシングを北九州市は進めてまいりました。その検証がこの基準財政需要額の中にきちんと明確になっているか、なっていないかが分からないということなんで、それはぜひつかんでいただきたいと思います。

それと、今年、令和6年度から、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当が出されたと思うんですけども、それは全額地方交付税で出されているのでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 会計年度任用職員の期末勤勉手当の交付税措置につきましては、令和6年度の地方財政計画の中で示されたものでございます。これにつきましては、交付税の算定方法の一つに包括算定経費というものがございまして、その中の一部に単位費用が人口を基準に算出しているものがございます。その中に総務費というくくりがございまして、その中に一部

含まれているというふうに確認はしておりますが、具体的な内数までは国から示されておられませんので、その点につきましても現状では具体的な数字は把握できていないという状況です。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 国が誘導してきたものであれば、それに伴うだけの地方交付税をきちんと国から頂くというのはこれからも要望していただきたいと思ひますし、きちんとそれが確保できているかどうかというのはつかんでいただきたいと思ひます。

次に、4番の個人住民税の一層の充実ということで、市税で言えば個人市民税や固定資産税が重要な基幹税になっていると思うんですけども、この税源配分は基本的には地方税法に決められていて、100万円ですかね、課税所得と非課税所得の間があると思うんで、それを上げていけば個人市民税が増えていくと思うんですけど。そうなってくると、低所得者に対する課税が圧力、負担となってくると思うんですけど、ここで述べている個人住民税の一層の充実というのは、国税でもらっている部分を地方に税源移譲してほしいという内容なんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 お答えいたします。

個人住民税の一層の充実の要望の趣旨でございますけれども、いわゆる個人所得課税、先ほど申し上げました、要は市で言うと市民税、県で言うと県民税、これを合わせて住民税という言い方をします。あわせて、国税で言うと所得税です。これがいわゆる個人所得課税になります。この配分が、国税の割合がとても多い状況です。ですので、これを地方に移譲していただくことで、つまるところ、国税の税率を下げた地方税の税率を引き上げると。トータルでの市民所得課税の負担自体は大きく変わるわけではないですけれども、税率、税源の配分を変えることで地方に税源を移譲してほしいと。それによって、地方が独自に政策を打てるための財源を自ら確保できる形にしてほしいというのがこの要望の趣旨でございます。

つきましては、課税最低限、例えば100万円とか103万円といったような課税最低限を引き下げたりとかという形で税収を確保しようという趣旨ではございません。単純に、課税される方々は変わりませんけれども、国と地方の税源の配分が変わるということを要望しているという内容です。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 分かりました。個人市民税の非課税世帯の状況を上げていけば、当然、低所得者に対する重税になってくるわけで、そうではなくて、この税源の見直しをやっていくことによって国と地方の割合を見直して、地方に手厚くと。石破新総理大臣も、地方に手厚くと言われておりますので、そういう点は各党派でもそれぞれの各党に要望して、地方への税源配分を増やしていただくように要望していくようにお互いに頑張っていきたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（佐藤栄作君） 篠原委員。

○委員（篠原研治君） 日本維新の会の篠原です。臨時財政対策債のことについて少しお聞きしたいと思います。

北九州市もこの臨時財政対策債が多いということで、いろいろ問題提起もされているところなのですが、この臨時財政対策債に対しては捉え方がすごく難しいなと思っていて、国の代わりに北九州市が借金をするというところで、国がどうせ後で返してくれるんだからこの借金というのは何も危ないものではないと言う方もいますし、借金は借金だからこれもよくないというふうな捉え方をする方もいますし、この臨時財政対策債の捉え方、市民への説明の仕方っていつもすごく難しいなと思っているんですね。その中で、この青本要望の中でも臨時財政対策債の廃止と書いてあったり、国でも臨時財政対策債は抑制的にやってくださいというふうにも指示が出ている中で、じゃあ臨時財政対策債ってやっぱり何か危ないんじゃないか。けど、何が危ないのか分からないんですね。国が保障してくれているから大丈夫なんじゃないかと。

なので、この臨時財政対策債のデメリットというか危険性とか、何で廃止したいのか、何で国は抑制的にやってほしいと言っているのか。そういうふうに言うということはやっぱり何かしらのリスクがあるんじゃないか。けど、リスクがあるんだったら、やっぱり駄目だよねってなるんですけど、国が保障してくれるから大丈夫という話にもなっていきますし、いつも答えが見えないんですけど、その辺の受け止めというのを聞かせていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 今、臨時財政対策債の件についてお尋ねがございました。

もともとは、国が地方財政計画の中で地方の財政措置を行うときに、国は本来、国税収入を基準に地方交付税の原資というものを算定するんですけれども、どうしてもそこで不足額が出てきます。それについては、国がその不足額の一部を臨時財政対策債という形で地方に発行をしていただくという形になっているんですけど、その臨時財政対策債はあくまでも地方交付税の現金の振替という形で国も位置づけておりまして、臨時財政対策債の償還についてはきちっと国が100%交付税措置を行うというふうになっております。

実際その交付税措置も行われておりまして、毎年の償還額との差額については本市では公債償還基金にちゃんと積み立てておりますので、現状では償還には影響ないと考えております。ただ、将来的に国の税収が増えていくのか減っていくのかまだ分かりませんが、指定都市市長会としましては、この青本要望の中で、とにかく交付税の原資は法定率の増加を基にきっちりと財源を措置していただき、臨時財政対策債は幾ら交付税措置があるとはいえ、どうしても市債残高に影響がございましたので、できる限り交付税は現金で交付していただきたいということで、毎年これを要望しています。

あと、指定都市については、どうしても財政力指数が高いという状況がありまして、臨時財政対策債の配分がどうしても大きいという状況がございましたので、そこもちゃんと臨時財政対

策債の発行を抑制していただいて、指定都市も同じように普通交付税の割合を増やしていただきたいということで、毎年要望を粘り強く行っているという状況でございます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）篠原委員。

○委員（篠原研治君）ありがとうございます。

今のお話を聞いてみると、臨時財政対策債が増えても一応返ってはきているんで、そんなに困ったことはないというような感じだと思うんですけど、であれば、臨時財政対策債が増えても大丈夫なのかなという印象を受けるんですが、やっぱりその中でデメリットというか不安事というのは何かあったりするんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 デメリットというか、将来的に償還財源がちゃんと交付税で措置されるかどうかということが少しポイントになってくるかなと思うんですけども、現状はきちっと交付税措置されているという状況であります。これが仮に交付税措置が減ってくるとかという形になってくると、償還に影響が出てきますので、そこは懸念するところではございます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）財務部長。

○財務部長 こちらの要望の内容に書かれてありますとおり、今、臨時財政対策債の制度が臨時的に長い間残っていると。そういった中で、今申し上げたとおり、既往債の元利償還金については交付税措置されている。これは今の制度が続くならば確実に措置されるべきであると、こういう要望を続けたいといけないということがまず1つ問題点であります。

あと、実際にはこれは市債残高になるわけで、やはり交付税でいただくべきところを変えないといけないということは、市債残高の管理にどうしても支障が出るというところになります。返してもらえるからいいという考え方もあるかもしれませんが、そういったところで市債残高の抑制に影響が出るというのがデメリットであります。

あともう一つ、指定都市で共通で言っているのが、先ほどの税源配分のところではございましたけど、国は6対4で、6の税収を得ているわけであります。その中から交付税の、例えば法人税でありますとか消費税、たばこ税とかの一定割合を交付税の原資とするというふうに法でなっているわけですから、税源を持っているのであれば、当然その法定率を上げて交付税原資を確保して、現金で地方に交付すべきであるというのが本来でありますので、本来の形にしていきたいということ、とりわけ配分の多い指定都市としては毎年毎年お願いしているところでもあります。実際に国の税収が上がっていますので、臨時財政対策債の額は減っておりますけれども、本来の税制あるいは交付税の在り方として臨時財政対策債はあるべきではないという要望をしているところでございます。

○委員長（佐藤栄作君）篠原委員。

○委員（篠原研治君）ありがとうございます。

今、返ってきてはいるものの、将来的にどうなるのか分からないというふうな、国との信頼関係の部分なのかなとも思うんですが、僕もずっと総務財政委員会にいますので、青本要望を今まで何回も自分の政党にやっていますが、やっぱり全体的に全然対応してもらえていないからこそ、この要望が続いているということなので、今回もしっかりと要望していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） そもそもところで参考に教えていただきたいと思うんですけど、臨時財政対策債に関連して。そもそも地方交付税なんですけど、これは標準財政規模という、全ての町を一定の基準で維持していくために、各自治体の税収が足りない部分を補填するものであると理解するんですが、資料の19ページの8番目の項目に、今回、平成15年と令和5年度で措置額の全国の推移の比較を出してもらっているんですけども、平成15年から比べると微増というところで、今、日本全体で人口が減っていく中で、単純に町を維持していく、でも人はかなり減っていつている事実がある中で、交付税の必要額はどんどん増えていく、これは簡単にどういった理由か、示していただけないでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 地方交付税の伸び率といいますか、平成15年度に比べて指定都市で2.3%増えている現状でございます。これにつきましては、指定都市全体的に言えるんですけども、非常に財政需要が増えているという状況でございます。確かに人口は減っているんですけども、当然、物価高の影響もございまして、人手不足に関係するところもございまして、行政の財政需要には本当にありとあらゆるものがございまして、様々な要因があるとは思っています。

ただ、今回要望として挙げています地方交付税の必要額の確保等につきましては、確かに本市で言えば昨年に比べて普通交付税は59億円ほど増えておりますし、平成15年度のピークに比べれば、ちょっと凸凹はありますけれども、最近は必要額の確保はさせていただいているという状況でございます。ですので、国がしっかりと交付税措置をしていただければ、こういった需要もそんなに要望しなくて済むんですけども、現状でも足りていないという状況でございますので、要因は確かに様々なのかなというふうに分析をしております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 難しい質問に答えていただいてありがとうございます。

地方交付税をもらえるありき、もっともらわねばという議論になりがちなんですけど、全国で見ると、もらっていない町もある中で、やはり財政需要が高い、足りないことが当たり前であってはいけないからこそ、自治体がどうそれを補填していく力をつけていくかというのが今重要なんだと考えています。

日本全体で人口が減っていく中で、生産年齢が減って、どこまで税収が国として確保できるか分からない中で、どこまで全ての町を均一に維持してもらえるのかというのは、正直、長期

的に見て不安しかないなど私は感じているところなんですけれども、この19ページにあります臨時財政対策債の利息分、補填されているということなんですけれども、この赤で囲んでいる部分、この臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額で見るとマイナスに示されているんですけれども、これはどういった意味か、教えてください。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額というものが今回青本要望で示されておりますが、これは令和5年度に令和6年度と令和7年度の臨時財政対策債の償還財源として前倒しで交付をしていただいているものでございます。実質的にはこれは償還財源になりまして、自由に使えるお金というわけではございませんので、あえてそこは除いた数値で表記させていただいています。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

今お話しいただいたように、臨時的な期間が長く続く中で、償還の措置もなかなかどういったタイミングで、流動的な動きが常に行われているというところで、私も不安に感じたところです。ですから、臨時財政対策債の廃止はもちろん求めるとともに、ただ、これが当たり前だと思っほしくないということだけは伝えたいと思います。地方交付税措置されればいい、どこまでも国にももらえればいいんだという考えではなく、やはり公金に依存し続けるというのは持続的ではないんだろうなと思いますので、財政運営としては、これありきではない、自立した自主財源の確保ということは柱に持っていただきたいということを意見として述べて、終わりたいと思います。

○委員長（佐藤栄作君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 1点だけ教えてください。

19ページには、地方交付税の必要額の確保とともに、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保することと要望されていますが、現状どうなっていて、今の状態ではどのように困っているのか、分かりやすく説明していただけますか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 地方交付税、普通交付税になりますけれども、普通交付税の算定方法というのが、例えば令和6年度の交付税だったら令和6年の春に国から示される形になります。具体的に国の算定様式というものがございまして、それに数字を入れて算定していく方法になるんですけれども、それがその年度の春先に届くという形になります。実際に交付税の算定をするときは、まだその算定式が国から示されていけませんので、前の年の実績を基に、地方財政計画の例えば伸び率とかを参考に翌年度の交付税を見積もるという状況になっています。ですので、国が示す算定式が分からない中で、昨年度実績を基にした国が示す伸び率を基に計算していますので、どうしてもそこで誤差が出るという状況がございまして、予算編成のときに算定式を示

していただくと、より精緻な交付税の見積りができるんですけれども、現状それができていないということで、そこの改善について今要望をしているという状況でございます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）これは過去に遡ってかなりずっと要望されているんだと思うんですけど、なかなか実現できない課題、問題点みたいなものがあるんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 国とは密に連携しながら情報を収集させていただいているんですけども、明確な課題というところまでは現時点で把握はできておりません。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）岡本委員。

○委員（岡本義之君）分かりました。結構です。

○委員長（佐藤栄作君）ほかにありませんか。村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）私は国直轄事業負担金の廃止について、まず先に、昨年度の実績ですけど、北九州市がした国の直轄事業負担金で、その事業と負担額が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 今お手元の青本の資料で言いますと、これは令和4年度の決算ベースの指定都市の負担額になりますが、同じように北九州市の令和4年度のベースで申し上げますと、国道の部分につきましては事業費が約47億円、それから指定都市の負担額が約17億円になります。それから、港湾についての国直轄事業費の本市分が約45億円、それから本市の負担額が20億円となっております、トータルで事業費が92億円に対して本市の負担額が38億円という状況になっております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）当然これは国の事業ですから、本来は国が負担すべきなんだろうけども、法令上、やはり地方にも利益があるのでということで地方の負担になっているんじゃないかなと思うんですが、その算定根拠というんですかね、北九州市が負担する算定の根拠というのは出されてあるんですか。内訳というんですかね。例えば、国からこれだけ今年度は払ってくださいと言われるものなのか、この事業に対してこれだけかかったのが結果的に北九州市はこれだけの負担ですよと言っているのかどうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政課長。

○財政課長 すみません、詳細は把握していないんですけれども、過去この見直しをしたときに、昔よくぼったくりバーとか言われていたんですけども、そういうときに比べて、従来の積算の通知よりもある程度詳細な内容の通知がなされていると聞いております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）繰り返しになるんですけど、本来は国の事業なんですけども、詳細が分

からないということで、他都市では、この中に国道事務所の所長の、職員の退職金が含まれていたりとか、国道事務所の移転費用とかが含まれていたりしていたこともあったということで、もう今はないと思いますけども、できる限り詳細も伺って、明細というんですか、そういうのも出していただくように国に要望して行って、適切な負担をしていくべきだと思っております。その辺はうちの会派は佐藤委員長がしっかりやってくれると思いますので、お願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君） この青本要望にあるように、財源を含む地方への事務と権限の移譲がさらに進み、市民として地方分権改革が進むことを望んでいます。自治体が住民参加の下、さらに自主性を発揮できるよう、市が自らの判断と責任で決定できることが増えるよう願っております。

臨時財政対策債について、まず質問いたします。

こちらは大都市の要望もあり、令和6年度は臨時財政対策債は過去最少の発行額でありました。これから予算編成時期になりますが、令和7年度もこの傾向は続くのでしょうか。国からの情報があれば教えてください。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 令和7年度の臨時財政対策債につきまして、現在、総務省で概算要求を行っております。地方交付税と臨時財政対策債の要望になりますけれども、地方交付税につきましては0.3兆円増の19兆円となっております。臨時財政対策債は0.3兆円増の0.8兆円となっておりますので、昨年比べて増加傾向という状況となっております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君） 国も減らすというような方針を昨年出していたので、減っていくのかなと思ったら、ちょっと増えるということで、残念な話だなと思います。国に頑張っていたきたいと思っております。

この青本取りまとめに当たって、青本に掲載されている以外で、大都市行財政制度に関する特別委員会が出た意見はありますか。特に北九州市が要望した、この青本に載っていないような意見があったら教えてください。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 10月の初めに行われました税財政委員会の内容につきましては、詳細なところは把握できていないんですが、特に追加の要望はないと伺っております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君） この青本に北九州市の要望も全て網羅されているというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

今回のこの青本の取りまとめの幹事市はどちらなんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 令和6年度は岡山市になります。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとし委員。

○委員（村上さとし君）取りまとめは、20政令市ありますけれども、これは20政令市の持ち回りなんでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 持ち回りになっております。ちなみに来年度が、青本については広島市になっております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとし委員。

○委員（村上さとし君）分かりました。ありがとうございます。

○委員長（佐藤栄作君）ほかにありませんか。成重委員。

○委員（成重正文君）昨年も青本要望に行かせていただきまして、今年も党を代表して行かせていただきますけれども、先ほど部長が言われたとおり、国が5対5にしていただければ別に行かなくてもいいわけでありまして、早くこの税源、財源の移譲が市に来ればいいなと思っています。

先ほど村上さとし委員からありましたとおり、これ以外で北九州市として何か要望等があればそこで発言しようと思ったんですけれども、別になければそのまま、別個でまたしようと思うんですけれども、何かありませんか。

○委員長（佐藤栄作君）財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 今回はあくまでも青本要望ということで、本来この青本要望の目的は、中長期的な税財政制度の改正に関する要望ということで、例年同じような内容の要望項目になっております。ですので、この項目については青本項目として、粘り強く今後も引き続き要望していくことになるかと思えます。

これに含まれない個別要望につきましては、例えば白本の中で個別要望という形で、今年7月に要望させていただきましたけれども、その中で要望するというやり方と、あと、指定都市市長会を通じて個別の要望という形でのやり方もございますので、そちらで対応させていただくこととなります。現状は、青本の要望ということで、この要望項目に絞らせていただいているというような現状です。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）成重委員。

○委員（成重正文君）分かりました。じゃあ一応、党には……。

○委員長（佐藤栄作君）財務部長。

○財務部長 指定都市共通の要望でありますので、指定都市の青本の制度要望には、かなり大きな制度要望も含まれております。こういったものは継続的に御理解いただくように、国の各方面に言っていくことが大事だと思っております。

財政・変革局といたしましては、制度要望でありますけど、19ページで地方交付税の必要額の確保、これはもう来年度予算に向けても、毎年ではございますけれども、一番大事なところでございますので、ぜひともそのあたりについて。人件費等の必要な財政需要も増えております。確実に地方財政措置をしていただけることを私どもも望んでおりますので、もしそういった機会があればそういったところを言っていただくと大変ありがたいと考えております。

○委員長（佐藤栄作君）成重委員。

○委員（成重正文君）去年も各政令市20人が一人一人発言する場がありまして、何かありませんかということで、下関北九州道路の話を見せていただいたんですけど、今回はこれも一緒に私の意見として言わせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）ほかに。戸町委員。

○委員（戸町武弘君）それでは、意見としてなんですけども、この要望は私が議員になってからほとんど変わっていないんじゃないかなと思っております。

政令指定都市というのは、政令で指定された市ということで、非常に中途半端になっているのがそもそもの原因ではないかなと考えております。これを打開するには、やっぱり政令指定都市市長会、政令指定都市議長会がもっと強力な権限、結束を持って国と交渉しなければならないと申し上げて、意見とします。

○委員長（佐藤栄作君）ほかにありませんか。三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君）意見でございます。今回、この青本の要望に対して、事前に特に御説明というのをいただいていると思いません。もちろん委員会の場でいろいろ質問が出るということも大変重要だとは思っておりますが、そもそものところのお話、御質問などもございましたので、できることならば事前に少し御説明をいただくと、国に対して要望するときにもっと深くお話ができたりということもございますし、こういった大事なところでありますので、今後は。前回の委員会のときは事前にしっかりと御説明をいただいたという経緯があって、非常に効率よく委員会もなされたのではないかなと思っております。できることならば、大変お忙しいとは思いますが、事前の御説明が少しあるとよかったかなと思っておりますので、以後ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）ほかに。じゃあ1ついいですか。ここで、副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（三宅まゆみ君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）この臨時財政対策債なんですけれども、臨時財政対策債というものができた背景とか理由について、分かれば教えてください。

○副委員長（三宅まゆみ君）財政課長。

○財政課長 地方交付税制度自体が、先ほど部長から御説明がありましたように、国の税収に基づいて法定率が決まっています、そこで本来あるべき数字を地方に配分するものなんですけれ

ども、標準的な財政運営をする上で、国が全体的にいろんな財源配分をしていくんですけども、当然ながら税収だけでは全然足りなくて、どうしても財源不足が生じたというところで、臨時財政対策債というものが生まれたと聞いております。最初は、たしか地方が発行するわけではなくて、国が借金をして、それに基づいて配分するというスキームだったと思うんですけども、やはり地方にある程度責任を持たせるというところで、地方が発行して、その償還財源を国が手当てするというふうに変更があったと聞いております。以上です。

○副委員長（三宅まゆみ君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。

やっぱりこれがもともとできた理由というのは、国の税収が増えていかなかった、だからこういうものをつくったんだと思うんですけど、でも今実際、国の税収は来年度で71兆円を超える見込みということで、過去最高ですよ。2012年の第2次安倍政権以降、経済成長に向けていろんな取組をやってきた結果だと思っています。2012年当時の国の税収というのは40兆円で、来年は71兆円ということで、30兆円近く税収が増えているわけだから、そもそも臨時財政対策債が出来上がったときの状況と今の国の税収状況って大きく変わってきていると思うんですよ。だからこそ、この臨時財政対策債というものをきちんと見直して、国の税収できちんと地方交付税として措置をするというような形に改めていかないといけないなと思っていますので、しっかり要望活動の際にはその点について強く要望していきたいなと思います。意見として、終わります。

○副委員長（三宅まゆみ君） ここで、委員長と代わります。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。

ほかになければ、次に、本市の個別要望事項についてお諮りいたします。

本件については、従来から、本市の要望事項を議会で取りまとめ、各政党に対して要望活動を行うものです。

今年度は、お手元配付の資料のとおり、カーボンニュートラルの実現に資する風力発電関連産業をはじめとしたエネルギー産業の総合拠点化に向けた支援、脱炭素社会実現に向けた水素拠点形成及びサプライチェーン構築の支援、北九州港及び関門航路の整備推進、北九州空港の機能強化・利用促進に向けた支援、下関北九州道路の早期実現、首都圏に集中する企業等の地方移転の推進、教職員のウェルビーイングの確保、いじめ・不登校等の課題への対応支援の強化、物価高対策に要する財政措置等、円滑な価格転嫁による取引適正化、賃上げに向けた環境整備の強化、水道事業の発展的広域化の推進の11項目としたいと思います。

これについて御意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

なければ、ただいま御説明いたしました要望事項を本市の個別要望事項とすることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ほかになれば、以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

総務財政委員会	委員長	佐藤 栄作	印
	副委員長	三宅 まゆみ	印